

松戸市火災予防条例が一部改正されました



コンロなどの調理器具や自家発電機などの対象火気器具等(※1)を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者が集合する催し(※2)において使用する場合

**消火器を準備した上で
使用することとなりました**



施行日：平成26年8月1日

(※1)「対象火気器具等」とは、火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具で、下記の器具をいいます。

- ①液体燃料を使用する器具（石油ストーブ、発電機等）
- ②気体燃料を使用する器具（ガスコンロ、ガスストーブ等）
- ③固体燃料を使用する器具（炭等のバーベキューコンロ、火鉢等）
- ④電気を熱源とする器具（電気コンロ、電気ストーブ、ホットプレート等）

(※2)「多数の者が集合する催し」とは、祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一定の社会的広がりを持つものをいいます。したがって、集合する者の範囲が、個人的つながりに留まる場合は対象外になります。

例) 近親者によるバーベキューや花見など

対象となる催しの範囲は下記の判断基準を参考にしてください。

- ①ホームページ、ポスター等で広く開催主体以外の者に催しを宣伝し、参加を促している。
- ②フリーマーケット、夏祭り、バザー等集客効果が高い催しを計画している。
- ③実行委員会形式で複数の団体が共同で実施する等、共催、協賛及び後援する他団体が存在する。

※ 平成27年4月1日より、多数の者が集合する催しに該当する場合は、「露店等の開設届出書」の届出が義務になります。

ご不明な点がございましたら、予防課までご連絡下さい。

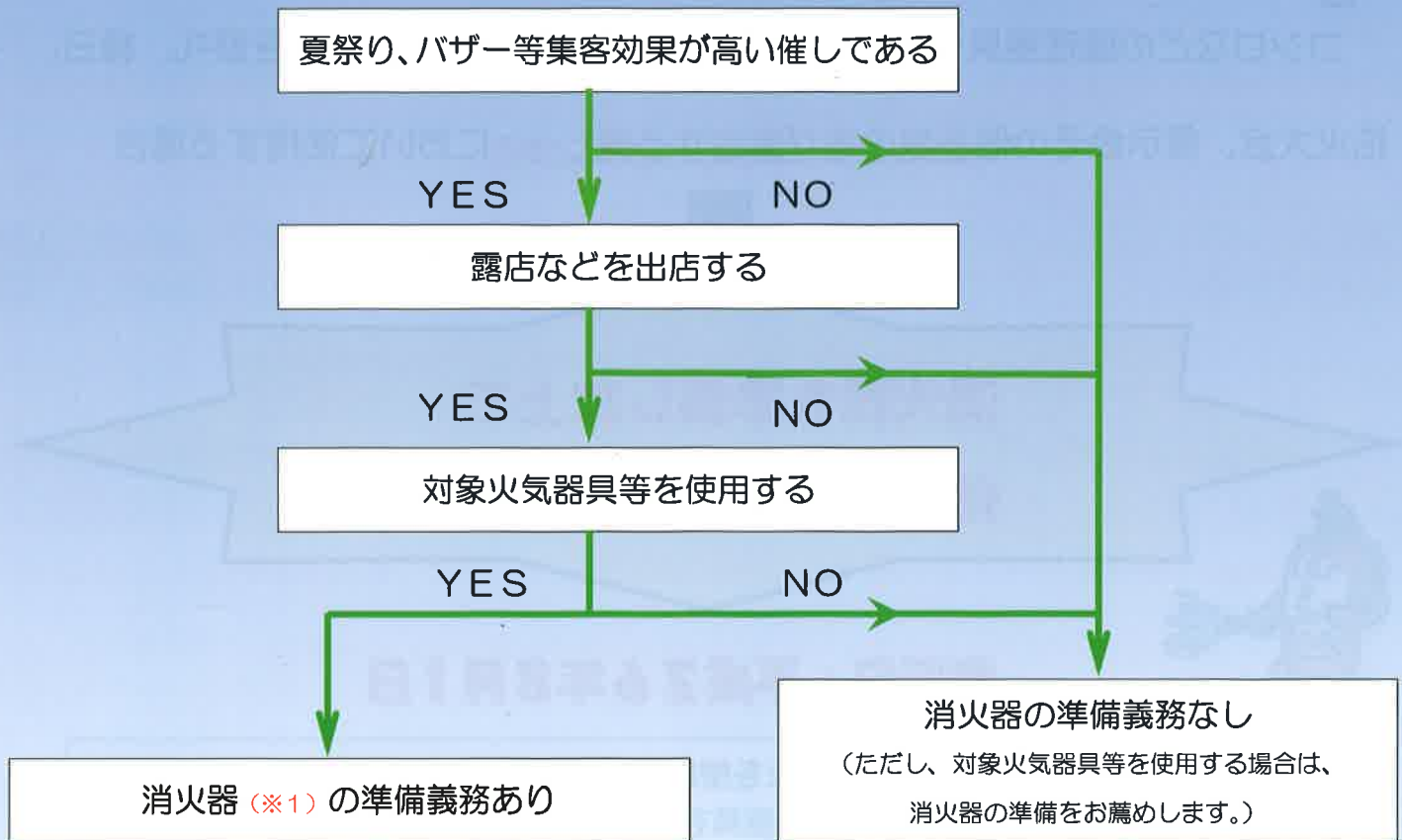
松戸市消防局予防課 Tel 363-1114・Fax 363-1137
Eメールアドレス mcfdyobou@city.matsudo.chiba.jp

松戸市消防局

松戸市防火協会

松戸市危険物安全協会

催し時の消火器の準備義務について



- ※1
- ・消火器は、対象火気器具等を取り扱う者が準備する必要があります。
 - ただし、一のテント内に複数の対象火気器具等があり、使用者が異なる場合であっても、複数の使用者が協力して有効に初期消火を行なえる場合は、共同して準備することができます。また、下記の全てに適合する場合は、共同して消火器を準備することができます。
 - ①共同で使用する消火器から対象火気器具等までの歩行距離が20m以内であること。
 - ②標識を設置する等、消火器の位置が明確であること。
 - ③対象火気器具等ごとに水バケツ、エアゾール式簡易消火具又は住宅用消火器により初期消火の準備がされていること。なお、水バケツは、液体燃料に使用する器具に対しては、不可となります。
 - ・消火器は、「消火器の技術上の規格を定める省令」(昭和39年自治省令第27号)第1条の2第1号(※2)で規定する消火器で、大きさ、薬剤の容量等は問いませんが、対象火気器具等の種別、可燃物等の消火に適応とされる消火器を準備してください。

※2 「消火器の技術上の規格を定める省令」第1条の2第1号

一 消火器 水その他消火剤(以下「消火剤」という。)を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの(収納容器(ノズル、ホース、安全栓等を有する容器であつて、消火剤が充てんされた本体容器及びこれに附属するキャップ、バルブ、指示圧力計等を収納するものをいう。以下同じ。)に結合させることにより人が操作するものを含み、固定した状態で使用するもの及び消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第四十一条第五号に規定するエアゾール式簡易消火具を除く。)をいう。